

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年9月25日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 欠 席	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 入江 正幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条6項)
 - (2) 農地改良届出書について
5. 議 事
 - 議案第16号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - 議案第17号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第19号 農地のあっせん申出について
6. その他
 - ① 視察研修について
 - ② 農業者年金について

<p>事務局長</p>	<p>時間前ではありますが皆さんお揃いですので、ただいまより、9月期の農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日はですね、4番の出口委員さんと8番の西田委員さんがお休みです。そして推進委員さんは菅田委員さんがお休みとなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは早速ですけども、総会の方に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>議事録署名委員の指名についてということで、11番の森田委員と12番の清心委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、4番の報告事項(1)農地の合意解約についてが2件と、(2)農地改良届出書が1件ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告します。</p> <p>解約の通知です。木場郷の2003-1、田1筆で1,124㎡、貸付。</p> <p>同じく木場郷2003-2、2003-3。田2筆で計3,016㎡、貸付でしたけれども、どちらも実際には昨年解約し、すでに借受人も変更になっていますが未届けとなっていたということで提出されております。</p> <p>今後、町内の法人が借受予定となっております。</p> <p>場所につきましては4ページに航空写真を付けております。</p>
<p>議長</p>	<p>はいありがとうございました。この件に関しましてご質問とかございましたら。地元委員の山口委員、何かありませんか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>はい、6番の山口です。ここはですね、説明にもありましたようにどちらもすでに借受けられていて、現在その書類の手続きを行っているところです。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、他に皆さんから質問とかございませんでしょうか。無いようでしたら次の方へ進めさせていただきたいと思います。</p> <p>(2)農地改良届出書についてということでお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、5ページご覧ください。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記の通り提出されたので報告する。ということで、1件です。里郷の吹上1397、1406、1407-1筆、田が3筆。合計で2,022㎡。着工予定日は令和5年の11月1日。完了が来年の3月30日。改良の目的については、平成5年に取得した休耕中の水田について、大型機械での作業が出来るように改良する。作付予定作物は、果樹としておりますけれども主にみかんと野菜ということです。同意書の取得状況を一番右に書いてありますけれども、改良するところの所有者の4名の同意</p>

	<p>を取られております。</p> <p>まず場所が 6 ページについております。里の漁港近くになるんですけれども、赤枠のところまで 3 筆です。矢印と田んぼにつきましては 6 ページ、7 ページの写真の方になっております。7 ページの写真で赤字で書いてある所が改良を實際される場所ですね。1 番の写真で 1407-1 って書いてあるところのちょっと高い 1 段目を切って 2 段目に合わせて、1397 とかいてあるところの 3 段目を切って 4 段目・5 段目に盛土して高さを合わせるといった感じの、簡単に言うとそういう内容になっております。</p> <p>8 ページにつきましては、改良の届出書ですね。内容がほぼ一緒なので省略します。9 ページが被害防除計画書。盛土、切土を最高 0.9m。土留め工事をするとかですね、隣接農地への通路を確保するため、日照・通風・耕作等に影響はないということで提出されております。10 ページにつきましてはですね、赤で塗ってある所が盛土する所、青で塗ってある所が切土する所。さっき言ったように、1407-1 の 1 段目と 3 段目を切って 1397 番地の 4・5 段目に全体的に赤の部分上げる感じで、今のところみかん等を配置しようかなと計画をされているというふうになっております。</p> <p>11 ページが断面図ですね。ちょっとわかりにくいんですけど、黒が改良前ですね。赤が改良した後ってということで、0.9m～1.1m ぐらい高いところを下げても 0.5m 低いところを上げて平らにすると。全体的にそういう内容で断面も取られております。簡単ですけども報告は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この現場につきましてはですね、今日現地確認を行っております。地元委員の入江委員さんなんかありましたらお願いしたいと思っております。</p>
入江委員	<p>9 番の入江です。今日立会をさせていただいたんですけど、すぐ下に人家が 3 件あるんですよ。そこに雨が降った時なんかの流水が心配なんですけれども。届出者さんは今までも特に何も問題はなかったとのことでしたが、それだけがちょっと心配ですね。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今の現状現況を説明して頂きましたけれども、皆さん方から何か質問がございましたらお受けしますけれども。ないようでしたら改良届という事で報告事項ということで進めさせていただきます。</p>
課長	<p>続きまして、議案第 16 号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、12 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p>

	<p>所有権移転売買です。中尾郷の 1523-1 他、畑 2 筆と 1590-1 他、田 5 筆 計 2,505 m²。売買となっております。7 筆 100 万円でもやり取りとなっております。備考にもありますが、1591-1、1592-1、1593-2、1595-1 は 11 月頃から町の工事残土を使って嵩上げの改良を予定されています。場所につきましては 14 ページに記載しております。</p> <p>続けて、中尾郷の 1426-18 他、樹園地 2 筆と 1426-19 他、田 3 筆と 1459-3 畑 1 筆 計 3,939 m²。同じく売買となっております。1426-18 及び 1459-9 は茶畑の一部であり、以前より譲受人が耕作中であります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の福田委員さんなんかありましたらお願いしたいと思います。</p>
福田委員	<p>3 番の福田です。あの、どっちがどうと荒れてもうどうにもならんような状態です。まあしてくれるって言うてくれただけ良いのじゃなかろうかと私は思っております。残土がどれだけでるかかわからんとでしようけれども、1 回、2 回目は譲渡人のご主人としたとですけども、もうおそらくまた荒れてしもうとる。そして二人目の方は、茶畑になつとるところとまあそこも荒れとるところと一緒にしてもらえば一番良いのじゃないかと思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の福田委員さんから今ちょっと説明いただきましたけれどもこの件につきましてご質問とかご意見とかあったらお受けしますけれども。</p> <p>ないようでしたら採決の方に入ってよろしいですかね。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>まず一番の方ですけども、問題ないと思われる委員さんは挙手を以ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数で進めさせていただきます。</p> <p>2 番につきましても問題ないと思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数でこのまま進めさせていただきます。</p> <p>続きまして議案第 17 号、農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで 5 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、17 ページご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。5 件あります。1 番 2 番でちょっと一回切りたいと思います。</p> <p>まず 1 件目、千綿宿郷の 2009。樹園地なんですけども、1 筆 65 m²。賃貸借権の設定。貸付となっております。利用目的は茶畑で、1 筆 975 円で借受期間が 28 年 1 ヶ月。ちょっと中途半端なんですけど、令和 33 年 11 月 9 日まで。その理由につきましては右</p>

	<p>側の備考、まず一番下なんですけど、隣地(上記改良地)の借受期間の終期に合わせて設定ということで、その上に書いてますけども令和4年度に茶畑を新植するために改良をされております。まだ完了はしてなくて、今年もちょっと触ってるみたいなんですけども、ここに元々町の所有の通路があったんですけども、ここも含めて改良を進めているということで、立会とかをしたときに、ここどうなってるんですかねというところで確認をしたら、町から払い下げを受けますということで話をされました。当初は借受人さんがその払い下げを受けようかなという感じだったんですけども、元々貸付人さんの農地の通路だったということで、貸付人さんが払い下げを受けて、それを借受人さんに貸付けるのが当たり前の筋じゃないかという話になって、貸付人さんに払い下げが行って、今こういうふうには貸付の申請が出ていると。金額とか借受期間については周りに合わせているというような申請内容となっております。</p> <p>次2件目ですけども、法音寺郷の1085-2番。こちらも樹園地で1筆1,096㎡。貸付となっております。こちらも茶畑で反の7000円。1筆7,672円で5年間の貸付。前耕作者さんが、7月に解約の報告をしておりますけども、解約されたということで、近くも作っている借受人さんがここを借り受けるということになっております。場所につきましては20ページ21ページ、20ページですけれども、下の写真に、白でちょっと薄いんですけど、点線の枠で囲っている所が改良をされてるところです。その2009の所も茶畑の一部となるということで改良を出されております。21ページが借受人さんが借り受けられるところで、赤枠で囲ってるところが申請地で、その右側がちょっと右にいた1128-7とか1128-8とか、そこら辺を令和4年に借り受けられて、そのへんも含めて一緒にされるのかなと思います。一旦ここまでです。</p> <p>今、事務局から説明がありましたけれども、まず1番につきましては前回、数か月前に開業届けの件で報告した場所です。これにつきましてご質問とかありましたらお受けしますけども、ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。1番につきまして許可相当と問題ないということで認められる方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。</p> <p>2番につきましては先程事務局から説明がありましたように、この近くにも耕作をされておられるということで、前耕作者さんが直接借受人さんに相談をされたようです。と、ということでまわりには他の所から作りに行くのもこの借受人さん以外に魅力はないかなと思います。</p> <p>この件につきまして何かご質問とかございましたら。ないようでしたら採決の方に入ってよろしいでしょうか。2番につきまして許可することとして問題ないと思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数で進めさせていただきたいと思います。引続き3番以降の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、18ページをご覧ください。3番と4番なんですけど、全て隣地ということでまとめご説明します。</p>

	<p>法音寺郷 1255-5。樹園地 1 筆 1,450 m²。貸付。茶畑で反の 4,828 円、1 筆で 7,000 円で 5 年間の賃貸借権の設定となっております。ここは先程と一緒になんですけども、7 月に解約を報告しました通り、前耕作者さんが元々作られていた土地で、借受人さんが新規で借受となっております。そしてその近くの 1256-1、こちらも樹園地で 1,152 m²。こちらは使用賃貸借権の設定で、所有者が 3 番の前耕作人さんで、借受人が同じ借受人さんとなっております。茶畑こちらは 0 円で、5 年間貸付ますよということになっております。3 番と合わせて、元々前耕作人さんが耕作していたが、規模縮小をされて、今度借受人さんがどちらも新規で借受をされるという内容になっております。続きまして 19 ページの 5 番何ですけれども、中尾郷 900-15。こちらも樹園地で 1 筆 1,651 m²。貸付となっております。こちら賃貸借権の設定。1 筆 1 万円で 10 年間。これも前の耕作者がされてたんですけども、7 月に解約の報告をしております。場所につきましては、22 ページと 23 ページで、22 ページ一番上賃貸(5 年)って書いてあるんですけれども、No. 4 につきましては厳密には使用賃貸なので、ちょっと混ざっているんですけども、No3 は賃貸借、No4 は使用賃貸で 5 年間となっております。場所はすぐそのところで、元々耕作者さんが作られていたということです。</p> <p>23 ページがこちらが使用賃貸ではなく賃貸借での 10 年ですね。元々作っていた方が解約をされたというところで、借受人さんが近くも作られているというので、借り受けて申請されております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。No3 と No4 は同じ方が作られるということですので、一緒に行きたいと思います。22 ページの下の写真の赤枠が今回借入なんですけども、1247-5 も現在借受人が作られていることもあって今回耕作するという事になったと聞いております。この件に関しまして何かご質問がありましたらお受しますけども。ないようでしたら採決の方に入ってもよろしいでしょうか。No.3 番 4 番まとめていきます。この件に関しまして賛成と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数でこのまま進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>5 番につきまして、今事務局からも説明があったようにこの近くに借受人さんが作られているということで前借主からの返還があったわけで、借受人が借りるということだそうです。</p> <p>この件に関しまして質問とかありましたらお受けしますけども。無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p>
	〔「はい」の声〕
議長	<p>5 番に関しまして賛成と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数でこのまま進めさせていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>続きまして議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてということで、</p>

<p>議長</p> <p>森田委員</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>24 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>所有権移転、5 条の申請となっております。蔵本郷の 1262-1、1263-1。田 2 筆 1,095 m²。所有権移転、転用となっております。住宅用地ということで、木造 2 階建て、2 棟。8 戸を 1 棟と 4 戸 1 棟。アパートの建設のためとなっております。隣接所有者の同意も得られております。次の 25 ページがまず位置図なんですけれども、北の方に町営住宅の近くなんですけれども、そうとなっております。</p> <p>26 ページが写真ですね。赤で表示してある所が申請地です。水稻が植わっております。</p> <p>27 ページが許可申請書です。説明は省略するんですけど、ちょっと間違えの箇所がいくつかありまして、譲受人と譲渡人がですね、この申請書を出されたら絶対逆だなどということに後で気づきましてですね、修正の依頼はしておりますので大丈夫です。あと現況が休耕となってるんですけども、水稻が植わっておりますのでここも修正してくださいってことで行政書士さんに言っております。詳しい内容はちょっと説明は省略します。</p> <p>28 ページが被害防除計画書です。盛土の最高 0.84m、最低が 0.25mで、周囲にブロック積とフェンスを設置し、土砂流出を防止することから被害を及ぼす恐れはないと。雨水排水については水路放流。汚水・雑排処理については下水道への放流。建築物の高さを加減するので、周囲への影響もありませんということとなっております。</p> <p>29 ページは構図ですね。ここはちょっと省略します。30 ページが配置図になります。</p> <p>31 ページが断面図ですね。30 ページの平面図なんですけれども、横に見て頂いて、右側に赤道があるんですけども、この赤道の向こう側に田んぼがありまして、そこの排水とか元々田んぼに水が出てきたようなのでどうするんですかっていうような話が今日出ました。赤道の途中で青い線があるんですけども、ここに水の流れるように暗渠を作って、アパートの敷地内に側溝を設けて、町道側の方に流れるようにするというような話でした。簡単に言うとそんな感じになっております。31 ページが断面図ですけれども、全体的に少し盛土をすると、町道側から 50 cmから 80 cmぐらいですね、盛土をすることになっています。</p> <p>アパートを二つ建てるということで 32 ページ。参考に立面図なんですけれども、上が 8 戸分で下には 4 戸のアパートという形になっています。33 ページがこの里道を挟んだ農地、坂道を挟んだ農地についての同意書ですね。お二人にとられております。簡単ですけれども、説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。今日は現地確認を行っております。まずは担当地区の森田委員さんをお願いします。</p> <p>今日午前中ですね、事務局、会長さんと当番委員さんと一緒に現地で確認したわけですけど、29 ページを見て下さい。ここは 2 枚になってるんですけども、現在は 1 枚</p>
-----------------------	--

	<p>ですもんね。それと、1248-5 の農家さんの田んぼがあるわけですけども、これからの排水が譲渡人さんの今度住宅になる所に落ちて行っていたわけですけども、外周に側溝を付けて町道に暗渠が通ってますのでそこに流すということです。それで、ここは全部外側が石垣とかで確実に固定になっているので、また、公衆用道路の方も建設課と立ち会って杭もしっかり打ってありますので問題ないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。また一緒に現地調査をした推進委員の森委員さんお願いします。</p>
森武敏委員	<p>先程、森田委員から説明がありましたとおり、その補足としまして、26 ページの一番下の写真がございます。手前のフェンスがございますのが現在建っているアパートでございます。</p> <p>この白旗が立っていてここがですね、現在 1263-1、1263-1 なおかつ近隣農地所有者さんの田んぼから落とした水がここにきて町道を横断して、こっちの旧住宅側の方に流れる形になっております。ここは蔵本の井手の管理組合があるんですけども、ここは 10 人前後おられると思いますので建設会社等との責任者との協議を問題ないようにしているということで話をしておりました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。本日ですね、当番として入江委員さんも一緒に回っていただいております。入江委員さん何かお気づきの点があれば。</p>
入江委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>大丈夫ですか。</p> <p>そう言うことですね、いくつかその場で問題といいますか改善をされているようですけどもありません。今聞かれた内容の中でですね、皆さん方からご意見とかありましたらお受けしますけども、何か質問とかないでしょうか。</p> <p>特段ですね日照とかの問題は無いだらうと。あと水の関係ですね、これも排水を作られるということで問題ないかと思っております。</p> <p>何も質問がなければ採決に入りますけどもないでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議長	<p>それでは採決に入りたいと思います。この件につきまして許可相当と思われる委員さんは挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、賛成多数ということで県の方へ申達したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>続きまして議案第 19 号、農地のあっせん申出についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、34 ページをご覧ください。下記の通り申出がありましたので、審議を願います。</p>

	<p>2件ございます。</p> <p>1件目が蔵本の1354-1、1357。田2筆1,730㎡。名義人のお子さんが申出をされております。希望区分につきましては、貸借でもいいけどできれば売買を希望。これはどうしようもないので、できれば買って欲しいということでした。あっせん理由につきましては、前耕作者より返還されたが、自身での耕作管理が困難であるためとなっております。</p> <p>2件目蔵本郷の495-1、ちょっと省略して他8筆となっております。田んぼ1筆、畑3筆、樹園地が5筆で計9筆の3,792㎡。こちら本人さんの名義で、できれば売買をするということで出されております。傾斜地が多くて管理が困難ですということで出されております。場所につきましては35、36ページなんですけれども、35ページについては蔵本の圃場整備の中の一カ所ですね。36ページが申出者さんの自宅の近くで登っていく道の左右で傾斜地になるんですけど、みかんなどを作られていたそうです。もう管理しきれなくなっているということであっせんを出されております。説明は以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元担当委員の森委員さん何か聞いていますか。
森武敏委員	<p>2番の森でございます。</p> <p>最初の蔵本の名義人のお子さんですけども、この2筆につきましては昨年前までですね耕作者が作ってされていたんですけど、今年度は耕作されていた方が体調を崩されたみたいで田んぼはされていないと。それともう1筆の方が畑でまだ今のところ別の方が借りてされているみたいなんですけど、ちょっと行ったんですがまだ畑自体がされている状態じゃないかなと思いますけれども。そういうところです。</p> <p>2件目の申出者さんの所につきましては、これは田んぼの一番手前はですね、昨年までたまねぎを作られていたと思います。あとの樹園地と畑につきましては、先ほど言われたように傾斜地でございます、年にですね2・3回くらい草払いだけされていると思います。樹園地につきましてはスイートスプリングかな、作られていてなおかつこの道はもうちょっと行ったら離合が出来ないような状況でございます。</p> <p>申出者さん自体も80近くになって、息子さんもおられるんですけど息子さんもあまり農業はやってられない状態なんですけども。以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。1番目の方は圃場整備の中で、比較的区画も良くて借りる人はいそうな感じがしますが、そういう話は全然今のところはないんですけど。
森武敏委員	「はい」という人がなかなかいないですね。水回りも問題ないと思いますが地元の人間がまだ私がしますっていう人は出てこない。
議長	2番に関しては、これを全部でっていう話ではなくて、一部でも良いのか。
事務局	いや、貸してくれると思います。

議長	ひとまず、この場合はよそからいきなり作りに来るということはまずなくて、地域の方の可能性が多いと思うのですが。
森武敏委員	基本的に売買を希望されているみたいですよ。という、そこで買ってまでするかという人がいるかいないかの問題と、2番目の申出者さんのところは現状で言えば手を挙げる人がいないのかなと、下の方の玉ねぎのところはここはある程度広いからで
議長	すね。
議長	出来れば売買っていう話でしょうけど、できればですから借りたいていう人を見つけていただければ一番いいのかなと思います。 一応こういう形であっせんが出ておりますので、他の地区からここに作りに来ることはまず無いでしょうから、蔵本地区の方を誰かちょっと探して欲しいという意味も込めて、あっせん委員という形で、推進委員さんと森田委員さんと話を聞いていただいて、この1番に関しましては圃場が良いから借りても良いという人がおらずかもしれないし、2番に関してはこの傾斜地はなかなか誰もいないのかなと、その中で玉ねぎの下の広い方ですね、これだけでもなんかこう借りる人を探していただければ良いのかなと思いますけど、そういう形でちょっと話を聞いてもらって進めてもらってよかですか。そういうことでよろしくお願いします。
事務局	すみません、ちょっと資料の間違いを見てて思いまして、2件目なんですけども34ページ農振農用地って書いてありますけど、全部農振地域ですね。農用地に入ってますので比較的ちょっと規制はゆるいかなと。全部農振農用地ではなくて農用地になります。すみません、間違っておりました。
議長	今回の場合はですね、蔵本地区の方が主にされた方がスムーズに動くのかなということで森推進委員さんと森田委員さんにあっせんをお願いして進めていきたいと思えます。ただですね、あっせんが出ててもなかなか借り手がないという事が多くてですね、特に赤木地区なんかでも、茶畑があっても作られる方がいないということですので、お茶の作物に限らずですね、ちょっと話が出てましたけども牧草地とか他のものでも使えることがあったらそういうものでも貸し借りが出来ればと思います。ですから、そういう方がもし近くにいらしゃったら話を繋いでいただければ、もし一つでもそういう空けた農地が減ればいいのかなと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。 一応議案につきましてはこれで終わりですけれども事務局の方からお知らせがあるそうです。
事務局	すみません、右方に資料1と書いてあるホッチキス止めの資料、地域計画について(まとめ)と書いてあるのを見ていただいてよろしいでしょうか。 今、地域計画というものを来年までに作らないといけないということで、農林水産部

署を中心にやっているんですけども、農業委員会も役割があるということで振り返りで説明をさせていただきます。まず、地域計画とはということで赤字の所だけ読みますけども、「今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。」ということでちょっと下の方、太字で書いていますけども「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」こういうことを考えないといけないということで、それをするために下に棒線引いている黒のところですけども、目標地図っていうのを作らないといけないということで、農地1筆ごとに将来の受け手を表示した地図を作成しないといけないとなっております。農地の出し手・受け手の意向を調査して目標地図の案を作って皆で協議をして目標地図を完成させる。という中で農業委員会の役割としては、その意向の調査と素案の作成で協議の場にまだどういう形でやるか決まってないんですけど参加をしていきたいと思いますというのが農業委員会の主な役割となっております。

その下、意向調査の方法ですけども①②③と書いていますが、まず①番地区の委員による聞き取り調査、タブレット等が配布されておりますのでこれでやってくださいとかあるんですけどこれはかなりの負担になりますので現実的には厳しいかと。②番目過去に行っている、他の調査結果を流用ということで人・農地プランというのを作った時にも回答率が約50%なんですけどもそういうデータがあります。あと、中山間のアンケートとかですね、色々あるんですけどそれぞれ時期がバラバラなのでこれも資料としてはどうかなというところです。で、赤字で書いてますけど③番郵送による調査ということで改めて調査をすると。これが一番現実的じゃないかなと思っております。下、調査票についてということで作る上でなるべく質問の数を減らして回答しやすいチェック方式を基本として返信用の封筒も同封しなるべく字も大きくして見やすいものを作るというような感じで作っていております。で、その下赤字で書いてますけども経営農地（自作地、借受地）の航空写真を添付するというのでこの赤字の航空写真がですね、非常に作るのが難儀しておりますところでお茶の農家さんとか100筆越えで持ってる方もいらっしゃるんで、一人だけでも結構な枚数になるので大変なんですけれども。基本的に事務局の考えとしてですね、調査票だけぱっと送ってもいいんですけどせっかくならですね農家の人に意味のあるような調査をしたいなあとと思っております、であればこういう航空写真とかを付けてですね、今農地台帳上自分の借りている農地とか持っている農地がどこにあるのかとかいつまで借りているのかわかるような資料となれば少しは回答にも前向きになっていただけるかなということで、ちょっと手間なんですけど色々資料を作っているという状況であります。2ページ記入例と書いてますけど、これが実際の調査票ですね。調査の目的とか、農家の意向等を把握し、10年後に目指すべき農地利用の姿を示した「目標地図」を作成して、地域計画を策定するため実施しています。まあ、送っても何のことかわからさかと思えますけどそういうことが国で法定化されているということでやらなきゃいけないんですけども。で、調査の対象者ですけども、まず第一弾として認定農業者さんを対象に調査をしようかなと思っております。認定農業者さんより先に他の方に行った

らあんまりよくないかなと。町の担い手である認定農業者さんをまず対象とさせていただこうと思っております。記入回答については農業経営主がご回答くださいとか11問あって、これと他に農地一筆ごとの意向という紙もありますのでそれをご回答ください。提出期限はまだはっきり決めてないですけど、案で11月30日としております。実際に記入し始めるのが2ページの一番下の記入者というところからですね。赤字で書いておりますけれども、記入者を書いてもらって3ページはチェックを主にしていくんですけども、認定農業者ですかとか後継者はいますかとか農地の集約化をしたいですかとか拡大をしたいですかとかがつらつら書いてあって5ページまで11問あります。6ページ調査の趣旨と個人情報の取り扱いについてということで、これも一緒にもらってくださいねとなっております。要は調査の趣旨を(1)に書いておまして、(2)はですね関係機関とこの情報を共有して使っていくという内容になっていまして問題が無ければ下のチェック欄にチェックをしてもらって名前を書いていただくというような書類となっております。7ページが農地一筆ごとの意向ということで1枚あたり10くらいしか書けなかったのでいっぱいある人はいっぱいこれがついてくるんですけども、Q1農地ごとの今後の意向を教えてくださいということで所有地の場合、借り地の場合ということで今後も作っていくとか、売りたいとか、貸したいとか、買いたいとか、返したいとか、そういうのを付けております。で、集約化の希望がある方はそれを○してくださいというのがQ2で、これはある人だけですね。8ページはそれの記入例ですね。右の方に所有地と借地を表示しておりますので、ここをベースに⑥番とか①番とか借りたいとか、今後も自ら作りたいとかですね。上から4つ目5つ目はまとめて線で引いて⑥ってしてあるんですけど要は意向がわかればどういいう書き方をしてもいいですよということで、とにかくわかるように書いてくださいとしております。赤の枠で囲んであるところですけども、令和5年8月頃の農地台帳を基に作成しておりますということで最近総会に出たような案件は反映していない場合があると書いております。で、家族の土地は所有地として扱っております。貸借の期限が過ぎているものも掲載しております。回答がその他の場合は内容を書いてくださいという事をつけております。最後9ページですね、これが作成が面倒くさい航空写真図なんですけどもちょっと会長のものを借りております。No.1.2.3.4.5と台帳でさっきの農地ごとの意向の一番左にNo.を書いているんですけど、そこをリンクしてここが①番ですよここが②番ですよということで、これを付けてここをどうしていきますかっていう回答をもらおうかなと作っております。いま今資料を作成中という事でいつ頃送れるかハッキリは言えないんですけども送る予定ですので、一応農業委員会としての名前で送るのでもしかしたら皆さんにご質問が行くかも知れないという事で基本的には事務局に聞いてくださいと言ってもらってもいいんですけど、こういう趣旨でこういう調査が来ているということだけ知ってほしいとご説明をさせてもらいました。何かご質問等ないでしょうか。

森武敏委員

2番の森です。先ほどの説明の認定農業者の方を先にするというので、認定農業者の回答を見て利用者以外の方をされるんでしょうけどもそこでまた見直すということはあるんでしょうか。解答欄もあるんでしょうけど、内容的にわかりにくいところは

事務局	<p>飛ばして、平成5年に送られた時、私もちょっと理解できないものが結構あったんですもんね。書いてる人がおるかなと思って。出来るだけ回答率が収集率が100%が一番理想なんですけども。</p> <p>ありがとうございました。私も一生懸命考えたんですけどこれくらいが限界だったので、また送って見ないとどういう問題点があるかもわからないということで、言われるようにここ駄目だなと思ったら当然修正はしないといけませんので、そういうところも含めてまずは中心経営体である認定農業者さんに送ろうかなと思っております。ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。途中で思ったんですけど4ページの下の方に肥育牛・繁殖牛の頭数も書いたんですけども、一応農地についての今後の意向の調査みたいなのであまり関係はないけど畜産農家さんはあんまり考えてないのかなというのも失礼かなということで追加しただけであんまり意味はないんですけども拡大志向なんだというのがわかれば良いかなと思って書いております。何もなければまずはこういうのが順次送られてきますので、出来れば今年中には送りたいんですけども、認定農業者さんに送ってその結果を見ながら来年度までに全農用地に対して調査をするようになってますので、出来なかつたらまだ調査中という回答でもいいらしいので出来る範囲でしていきたいと思っておりますので、何かご質問があれば対応していただきますようによろしく申し上げます。</p>
議長	<p>と、いう事でまたご意見とかありましたら事務局の方までお伝えいただければと思います</p>
56 : 09	<p>※以下①視察研修について、②農業者年金についての説明のため省略</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

11 番

12 番